

自己資本の構成に関する開示事項(平成26年3月期)

【三井住友信託銀行】

(連結・国際統一基準)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置 による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目		
普通株式に係る株主資本の額	1,754,560	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	834,296	1a
うち、利益剰余金の額	950,835	2
うち、自己株式の額(△)	-	1c
うち、社外流出予定額(△)	30,571	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	-	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	39,010	156,042 3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	14,363	
うち、普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	14,363	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,807,935	6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	33,113	132,452 8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	20,473	81,895 8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	12,639	50,556 9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	643	2,575 10
繰延ヘッジ損益の額	△ 1,255	△ 5,020 11
適格引当金不足額	19,826	79,307 12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,488	5,955 13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	- 14
退職給付に係る資産の額	19,326	77,305 15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	- 16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	- 17
少数出資金融機関等の普通株式の額	6,797	27,191 18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	- 19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	- 19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	- 22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	- 23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 25
その他Tier1資本不足額	-	- 27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	79,942	- 28
普通株式等Tier1資本		
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,727,992	- 29

その他Tier1資本に係る基礎項目			
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額	-		31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	9,184		34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	269,000		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	269,000		33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	4,182		
うち、為替換算調整勘定の額	4,182		
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	282,367		36
その他Tier1資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	4,640	18,561	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	126,084		
うち、のれん相当額	78,534		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	1,940		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	5,955		
うち、適格引当金不足額の50%相当額	39,653		
Tier2資本不足額	-		42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	130,725		43
その他Tier1資本			
その他Tier1資本の額((二)-(ホ)) (ヘ)	151,642		44
Tier1資本			
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	1,879,635		45
Tier2資本に係る基礎項目			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額	-		
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,096		48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	686,327		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	686,327		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	509		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	509		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	136,180		
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	134,172		
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,007		
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	825,114		51

Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	14,113	56,452	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,140	4,560	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	52,947		
うち、金融機関等の資本調達手段の額の合計額	13,293		
うち、適格引当金不足額の50%相当額	39,653		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	68,200		57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	756,913		58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	2,636,548		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	266,013		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	48,616		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	2,575		
うち、退職給付に係る資産の額	77,305		
うち、自己保有資本調達手段の額	-		
うち、金融機関等の資本調達手段の額	137,516		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	18,783,256		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	9.19%		61
連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	10.00%		62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	14.03%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	158,386		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	43,486		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	67,759		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	509		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	5,354		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	99,576		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	311,200		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	686,327		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	74,956		85